

～もし、病気やけがをしたら!? 在職中でも受給できる!?～

障害厚生年金をご存じですか。

組合員が在職中の病気やケガがもとで、一定の障害が残った場合に、在職・退職関係なく組合員からの請求により支給される年金です。障害年金の基準に該当すれば、働きながら受給することができます。受けられる年金は、1級、2級、3級と障害程度に応じて決められ、障害等級が1級又は2級の場合には、日本年金機構から障害基礎年金が併せて支給されます。

なお、共済組合から傷病手当金(同附加金)が支給される場合は、年金額に応じて傷病手当金の額が調整されます。

支給要件 次の①～③を満たす場合に障害厚生年金が支給されます。

①初診日において組合員であること

【初診日】とは、障害の原因となった傷病について、初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

②障害認定日に障害等級1級から3級に該当すること

【障害認定日】とは、初診日から1年6月を経過した日又は1年6月以内に治った日(その症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日)

【障害年金に該当する状態】

- 障害等級1級 常時の介護が必要なもの
- 障害等級2級 日常生活が著しい制限を受けるもの
- 障害等級3級 労働が著しい制限を受けるもの

※障害者手帳の等級とは異なります。

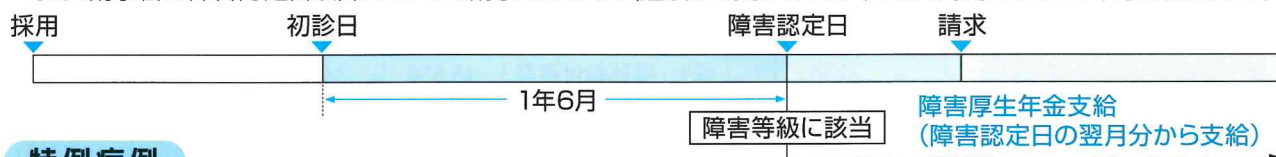
③保険料納付要件を満たしていること

20歳に到達した月から初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が公的年金制度の加入期間の3分の2以上あること。又は初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。

【請求イメージ】

障害認定日に障害等級1級～3級に該当するときは、障害認定日の翌月分から年金を受給できます。

なお、請求書は障害認定日以降、いつでも請求できます。(遡及して受けられる年金は、時効により、5年分が限度です)



特例症例

❗ただし、次の場合は、初診日より1年6月を経過しなくてもそれぞれの日が「障害認定日」となります。次の症例は障害年金に該当する可能性がありますので、該当する方で障害年金を申請していない方は共済組合までご連絡ください。

症 例	障害認定日
① 上肢・下肢を離断又は切断したとき	その日
② 人工骨頭又は人工関節を挿入、置換したとき	
③ 心臓ペースメーカー、植え込み型除細動器(ICD)又は人工弁を装着したとき	
④ 心臓移植、人工心臓、補助人工心臓を移植、装着したとき	
CRT(心臓再同期医療機器)、CRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着したとき	
⑤ 胸部大動脈解離や胸部大動脈瘤による人工血管(ステントグラフトも含む)を挿入置換したとき	初診日から6月経過した日以後
⑥ 脳血管疾患による機能障害 ※	
⑦ 人工透析療法を施行したとき	透析開始から3月を経過した日
⑧ 人工肛門、又は尿路変更術を施行したとき	施行日から6月を経過した日
⑨ 新膀胱を造設したとき	新膀胱を造設した日
⑩ 喉頭全摘出手術を施行したとき	喉頭全摘出手術を施した日
⑪ 在宅酸素療法を行っているとき	在宅酸素療法を開始した日
⑫ 遷延性植物状態であるとき	状態に至った日から3月を経過した日以後

※医学的観点からそれ以上の機能回復がほとんど望めない場合等に限る。